

令和8年度

香取市総合防災マップ作成業務

特 記 仕 様 書

香 取 市

第1章 総 則

第1条（適用の範囲）

本仕様書は、香取市（以下「発注者」という。）が実施する総合防災マップ作成業務（以下「本業務」という。）に適用する。

第2条（業務の目的）

本業務は、発注者が作成・公表した「香取市総合防災マップ（2020年度改訂版）」に記載している洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ等の追加・更新に加え、新たに公表された高潮浸水想定区域をハザードマップとして取りまとめ、市民及び通勤・通学者、外国人を含む旅行者等が本市において想定すべき風水害時及び地震災害時の対応や、各種防災情報や避難所、防災学習に関する情報を把握してもらうため、情報を分かり易く集約提供することにより、市民意識における地域防災力の向上を図ることを目的とする。

第3条（準拠する法令・指針等）

本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか、次の法令等に準拠して行うものとする。

- ・ 災害対策基本法
- ・ 災害救助法
- ・ 水防法
- ・ 河川法
- ・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
- ・ 大規模地震対策特別措置法
- ・ 測量法
- ・ 防災基本計画：中央防災会議
- ・ 千葉県地域防災計画
- ・ 香取市地域防災計画
- ・ 水害ハザードマップ作成の手引き（令和5年5月国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室）
- ・ 土砂災害ハザードマップ作成ガイドライン（令和2年10月国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課）
- ・ 避難情報に関するガイドライン（令和8年3月改定 内閣府（防災担当））
- ・ 香取市避難指示等の判断・伝達マニュアル
- ・ 香取市避難指示等の発令基準
- ・ 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和3年6月改訂内閣府（防災担当））
- ・ 香取市避難行動要支援者避難支援計画
- ・ 大規模水害時における広域避難の連携に関する協定
- ・ その他関係法令、通達等

第4条 (履行期間)

履行期間は、契約の翌日から令和9年2月26日迄とする。ただし、成果品(印刷物)の提出は令和8年12月25日迄とする。

第5条 (業務概念)

本業務にあたっては、発注者の意図及び目的を十分理解した上で、経験を有する管理技術者を定め、かつ適切な人員を配置し、最善の成果を発揮するよう努力するとともに、正確丁寧にこれを行わなければならない。

第6条 (法令等の遵守)

受注者は業務の実施にあたり、関連する各種法規及び付随法令等を遵守すること。

第7条 (業務の指示及び監督)

受注者は業務を実施するにあたり、当該契約に基づき発注者が別に定める調査職員と密接に連絡を取り、その指示及び監督を受けなければならない。

第8条 (業務主任技術者及び照査技術者)

1. 受注者は、業務主任技術者及び照査技術者をもって、秩序正しい業務を行わせると共に、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置すること。
2. 業務主任技術者は、業務の全般にわたり、技術的管理を行うものとする。
3. 受注者は事業の進捗を図るため、必要な数の技術者を配置すること。

業務主任技術者の資格要件

1. 業務主任技術者
測量士の資格を有する者
2. 地理情報システム(GIS)の活用
日本測量協会が認定する地理空間情報専門技術者(GIS1級)の資格を有する者

照査技術者の資格要件

1. 照査技術者
日本測量協会が認定する空間情報総括管理技術者の資格を有する者
2. ハザードマップ作成に当たっての監修
日本測量協会が認定する防災調査(地理空間情報専門技術認定)の資格を有する者

なお、受注者は3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者(在籍出向者・派遣社員・臨時職員・契約社員は除く)を上記の資格を有する技術担当者として配置すること。また、上記の技術担当者の正社員配置を証明するものとして、健康保険被保険者証(写しでも可)を市担当者に提示すること。

第9条 （照査の目的及び照査の体制）

受注者は、本業務遂行のうで資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより業務の高い質を確保することに努めると共に、さらに照査を実施し、掲載事項に誤りのないよう努めること。

受注者は遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置すること。

第10条 （打ち合わせ）

1. 業務の実施にあたって、受注者は調査職員と密接な連絡を取り、その連絡事項をその都度記録し、打ち合わせの際確認しなければならない。
2. 業務着手時及び業務の主要な区切りにおいて、発注者と受注者は打ち合わせを行うものとし、受注者はその結果を記録し、相互に確認する。
3. 着手時及び成果品納入時については、原則として業務主任技術者が立会うものとする。

第11条 （貸与資料及び返却）

本業務を実施する上で、必要な資料は発注者が受注者に貸与し、それ以外の資料においては、根拠資料等はすべて明確にし、整理して提出すること。また、業務に文献、その他資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記すること。なお、本業務完了後、速やかに返却するものとする。

- (1) 各河川（利根川、霞ヶ浦（北浦、鰐川、常陸利根川、横利根川を含む。以下「霞ヶ浦」という。）、小貝川、小野川、黒部川、栗山川、与田浦川、大須賀川・派川大須賀川・上八間川・下八間川）における次の資料
 - ・洪水浸水想定区域図（想定最大規模、ただし未策定の場合は計画規模）
 - ・洪水浸水想定区域図（浸水継続時間、策定済の場合のみ）
 - ・洪水浸水想定区域図（家屋倒壊等氾濫想定区域、策定済の場合のみ）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域図
- (3) 高潮浸水想定区域図
- (4) 千葉県地震被害想定調査結果（千葉県作成）
- (5) 避難所等一覧
- (6) 背景地形図（香取市DM等）
- (7) 公共施設関連資料
- (8) その他必要な資料

第12条 （成果品の帰属）

本業務で履行した内容はすべて発注者に帰属するものとし、成果品又は収集した資料を発注者の承諾なく貸与又は使用してはならない。ただし、受注者及び第三者が従来から権利を有している固有の知識・著作権・技術に関する権利など（以下「権利留保物」という）は、受注者及び第三者に留保されるものとする。受注者は業務遂行中に生じた事故等に対して一切の責任を負い、内容及び状況を発注者に報告し指示に従うものとする。

第13条（費用負担）

本業務で作成する総合防災マップにおける地図利用にかかる著作権、複製使用の手続き及び費用については、受注者の負担とする。

第14条（損害賠償）

受注者は、業務遂行中に発注者及び第三者に損害を与えた場合は、必要な措置を講じるとともに、速やかに内容及び状況を発注者に報告し損害賠償等が生じた場合は、受注者において一切の処理を行うものとする。

第15条（守秘義務）

本業務の遂行上知り得た事項は、許可なく公表又は引用してはならないものとする。

第16条（成果品の瑕疵）

納品後、成果品に瑕疵が発見された場合は、受注者は発注者の指示に従い、必要な補足、修正処理を受注者の負担において行うこととする。ただし、利用する地図の経年変化による現状との不一致は瑕疵ではないものとする。

第17条（完了検査）

受注者は、本業務完了後、定められた形式の成果品を速やかに提出し、管理技術者立ち合いのもと発注者の検査を受けるものとする。

第18条（疑義）

本仕様書に定めがない事項、また、本仕様書に定められた内容の解釈に疑義が生じた場合は、速やかに発注者と受注者が協議し解決を図るものとする。

第2章 業務内容

第19条 (業務概要)

本業務の内容は、以下のとおりとする。

- (1) 計画準備
- (2) 資料収集整理
- (3) 地図面の作成方針の検討
- (4) 啓発記事面の作成方針の検討
- (5) 版下の作成・校正
- (6) 印刷・製本
- (7) ホームページ掲載用データ・GISデータの作成

第20条 (計画準備)

計画準備は、全体的な業務計画の立案、業務に必要な資料及び機器の準備等、後続業務に先立って行うべき予備的業務であり、受注者は、業務計画立案にあたり、一連の業務が円滑に実施されるよう業務手順・人員配置計画等について十分考慮しなければならない。

第21条 (資料収集整理)

本業務を進めるにあたって、第3条で述べた関連法案等を理解・整理した上で、掲載内容を検討することとする。また、必要な資料、画像があれば受注者は発注者に請求することができる。

第22条 (総合防災マップの作成)

総合防災マップ作成については以下の仕様とする。

- (1) 印刷物仕様
 - ・部数：30,000部
 - ・規格：76頁(表紙含む)、中綴じ製本 仕上りB4判(見開きB3判)
 - ・色数：全頁カラー4色
 - ・用紙：(表紙) マットコート紙 四六判 135kg(ニス引き加工)
(本文) マットコート紙 四六判 70kg
 - ・印刷：オフセット印刷
 - ・穴あけ：1穴 左上
- (2) 防災情報地図(背景図)の作成
 - ア 市内全域図の作成
 - ・見開き2頁で市内全域が表示される縮尺とし、詳細図の図割がわかるものとする。
 - イ 詳細図の作成
 - ・対象地域は市内全域を作成範囲とし、隣接する神崎町、成田市、多古町、匝瑳市、旭市、東庄町、稲敷市、潮来市、神栖市の一部も詳細図として表記する。なお、詳細図については、測量法第44条に基づいて使用承認を得た上で、関係機関の承認

番号を取得し掲載する。縮尺については1/10,000~1/15,000程度とし、家形の形状が確認できるものとする。

ウ 防災情報の作成

・タイトル、縮尺、方位、凡例等の地図作成に必要な整飾の他、水害及び土砂災害を想定した際に必要な防災情報として、浸水想定区域、土砂災害警戒区域、早期立退きが必要な区域、避難所、要配慮者利用施設、市役所、消防署・消防団詰所、警察署・交番・駐在所、郵便局、水位・雨量観測所、避難時の危険箇所や注意を要する場所、大規模工場、ライブカメラを発注者からの貸与資料をもとに詳細図へわかりやすく表示し、必要な箇所には名称を記載する。

・その他情報、目標物等は発注者と受注者が協議の上、記載するものとする。

・掲載する主要な項目名等については、日本語だけではなく外国人にも配慮するため、多言語（英語・中国語等）で記載するものとする。

エ その他ハザード情報

・利根川洪水浸水想定区域図（浸水継続時間）及び利根川以外の河川（霞ヶ浦、小貝川、小野川、黒部川、栗山川、与田浦川、大須賀川・派川大須賀川・上八間川・下八間川）の洪水浸水想定区域図については、縮尺を変更し河川ごとに記載するものとする。また地震に関するマップ（揺れやすさマップ等）についても同様とする。

(3) 情報・学習記事（啓発記事面）の作成

・資料を収集・整理し、発注者と受注者が協議の上決定後、受注者にて作成し、発注者が確認する。なお、過去実績において使用した記事を使用・提案することを認める。

・「近年の災害」、「避難行動・避難所生活」、「情報の収集方法・連絡手段」、「風水害対策」、「土砂災害対策」、「火災対策」、「地震被害想定」、「日頃からの備え」、「要配慮者支援制度」、「ペットの同行避難」、「マイタイムライン」、等をイラスト・文章等により構成・配色を行い、見易さに留意し作成すること。

第23条 （校正）

校正については以下のとおりとする。なお、校正回数は予定であり、発注者が必要と判断した場合には、予定以上の校正を行うものとし、その際の費用は受注者にて負担するものとする。校正回数を不必要に増やさないためにも、受注者は十分に点検を行い、不備のない出力図を提出することに努めるものとする。

(1) 内容校正（出力紙による校正）

内容校正用にカラープリントによる出力図とし、折図版、冊子版を各々作成し、発注者の校正を受けるものとする。なお、校正回数は3回程度とする。

(2) 内容校正 (GIS ビューアソフトによる校正)

浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の校正は、高度な測地的精度の確認を必要とするため、GIS ビューアソフトにて行う。表示させるレイヤ(階層)については、受注者が提案を行い、発注者より承認を得るものとする。また、校正時には市担当者に説明を必ず行うこと。なお、校正回数は1回程度とする。

(3) 色校正 (簡易色校可)

色校正は簡易色校も可能とし、総合防災マップ各ページ作成し、発注者の校正を受けけるものとする。なお、校正回数は1回程度とする。

第24条 (GIS データの作成)

本業務で作成する総合防災マップの内容を基に、庁内GISで活用するためのGISデータを作成するものとし、そのデータ形式はshape形式とする。なお、属性情報等のデータ内容は発注者と受注者が協議の上、決定する。

第25条 (成果品及び納入場所)

受注者は次の成果品を作成し、履行期限までに納入場所へ納入するものとする。

(1) 成果品

- ・印刷物 30,000部
- ・ホームページ掲載用電子データ (PDF形式)
- ・オフセット印刷用電子データ (イラストレータ形式)
- ・前条で示したGISデータ (shape形式)

(2) 納入場所：配送事業者指定箇所 (配送分)、香取市役所 (残数分)

(3) 仕分け：印刷物については、地区別に仕分け梱包し、ラベルシール等で配送先を明示した状態で一括納入する。(仕分け作業前に地区及び部数 (R7年度：392地区、22,872冊) を発注者が別途指示する。)

第24条 (成果品に係る著作権等)

(1) 著作権の譲渡

成果品に係る著作権法 (昭和45年法律第48号) 第21条から第28条に規定する著作権者の権利のうち受注者に帰属するものは、成果物の引き渡し時に発注者に譲渡するものとする。

(2) 著作者人格権の制限

ア 受注者は、発注者に対し、次に掲げる①～④の行為をすることを許諾する。

- ①成果物又は著作権に係る成果物等の内容を公表すること。
- ②成果物又は著作権に係る成果物等の内容を維持、運営、管理、広報等のため必要な範囲内で複製し、又は改変すること。
- ③著作権に係る成果物等を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
- ④成果物又は著作権に係る成果物等を公表するときに著作者名の表示をしないこ

と。

イ 受注者は、あらかじめ発注者の承諾又は合意を得ることなく成果物又は著作権に係る成果物等の内容を公表してはならない。

ウ 受注者は、発注者が著作権を行使する場合において、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。

(3) 第三者の著作権等の侵害の防止等

ア 受注者は、受注者が発注者に引き渡した成果物の全てについて第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを保証するものとする。第三者の有する著作権等を侵害した場合は、受注者は、その損害を賠償し、必要な措置を講じなければならない。

イ 受注者は、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権を使用するときは、その使用に関する責任を負わなければならない。

第25条 (その他の注意事項)

(1) 本業務の遂行にあたり、関連する法令等を遵守すること。

(2) 本業務の遂行にあたり、資料の貸与を受ける必要がある場合は、発注者と調整する。また、業務完了後速やかに返却すること。

(3) 貸与された資料は、本業務の目的以外に使用しないこと。

(4) 受注者は業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らさないこと。また、業務終了後も同様とする。

(5) 仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者とが協議のうえ決定する。